

在宅歯科医療推進設備整備事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する在宅歯科医療推進設備整備事業について、補助の要件等を定めるものとする。

なお、本事業は、訪問歯科診療の体制を強化することにより、良質かつ適正な在宅歯科医療の提供を目指すことを目的とする。

(申請者の要件)

第2 申請者は、診療科目に歯科が含まれる宮城県内の病院又は診療所のうち、日常的に訪問歯科診療等を行っている者又は補助対象年度内に新たに行おうとする者で、次の施設基準に係る届出を東北厚生局に提出している者とする。ただし、過去にこの要領に基づく補助金の交付を受けている者を除く。

(1) 病院の場合は、次のイ及びロの届出を提出している者

イ 歯科外来診療環境体制加算1又は2

ロ 歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料

(2) 診療所の場合は、次のイの届出を提出し、かつ、ロ又はハ（ロ及びハの両方の届出を提出している場合を含む。）の届出を提出している者

イ 歯科外来診療環境体制加算1

ロ 歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料

ハ 在宅療養支援歯科診療所加算1又は2

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、訪問歯科診療を行う際に必要な携帯用のユニット、バキューム、レントゲン、経鼻咽腔内視鏡、その他の医療機器の整備とする。ただし、老朽化等に伴う単なる更新に係るものは除く。

(補助対象経費)

第4 補助の対象とする経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

医療機器購入費(各購入単価が300千円以上のものに限る)

(2) 補助率

1/2

(3) 補助上限額及び下限額

上限額750千円、下限額150千円

2 前項の規定により算出された補助対象額の合計が本事業に係る県の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(交付の申請)

第5 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項(4)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書(要領様式)
- (2) 整備する医療機器の見積書の写し
- (3) 整備する医療機器のパンフレットの写し

(実績報告)

第6 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項(5)に規定するその他参考となる書類は、納品された医療機器の写真、契約書、納品書、請求書及び領収書の写しとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成28年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合には、当該事業にも適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。